

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.74

No.74 2016.12.14

■ ワークルール教育推進法に動き

ワークルール教育推進法に関し動きがありました。12月7日に非正規議連のワーキングチーム第6回が開催され、参院法制局から法案骨子第4次案が説明され、議論されました。菅俊治常任幹事も招聘され、意見を述べています。

第4次案は、第3次案と比べると「健全な労使関係の構築」にかわって「企業の健全な事業活動の促進」を目的に入れた点、事業主の努力義務を削除し、ワークルール教育の普及を国と地方公共団体の義務だけに統一した点などで、労働者側には後退となる点がありますが、全体としてみれば、ワークルール教育を推進する力になるものと言えます。立法を実現できるかつてないチャンスが到来しつつあります。

まだまだ世論が追いついていない分野ですので、現場から、労働者の権利向上のためのワークルール教育推進法制定を求める声を上げ、実効性のある立法に結び付ける取り組みが必要です。

■ 野党4党案で長時間労働規制を

政府主導の「働き方改革」の議論が進んでいますが、その中にはテレワークなど「柔軟な働き方」の名のもとに労働者の権利を形骸化する内容も含まれています。また裁量労働制や適用除外の労基法改悪案も来年通常国会での成立が狙われています。野党4党が対案として出している労基法改正案の審議入りを求める取り組みを応援する必要があります。

そのような中、12月7日、菅常任幹事と竹村事務局次長が民進党国対ヒアリングに出席し、野

党4党の長時間労働規制法案を審議入りし、電通社長の参考人招致をすることが必要との意見を述べました。また、企業名公表や罰則強化のほか、公契約的規制や、労基署による代表訴訟やクラスアクション、付加企金制度の改善拡充などの検討も求めました。



■ 金銭解決制度についての世論誘導に注意

金銭解決制度については、厚労省の検討会は選挙までは様子見といった状況です。一方、東洋経済オンラインでは経営法曹が金銭解決制度にメリットがある旨の幻想を抱かせるような連続記事を執筆しています。世論誘導に対抗する言論を労働弁護団側でも発していく必要があります。

年明けに解散・総選挙が行われる可能性が高いと言われています。労働法制を選挙の争点とさせ、実効性のある規制を求める声を上げていきましょう。

【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790